

庁議の概要

開催日 平成 25 年 6 月 10 日（月）

◎項 目

- 1 8月の広報計画及び年間広報計画について【総務部】
- 2 各部局等の今週の動きについて【各部局等】
- 3 その他

◎内容

1 8月の広報計画について【総務部】

総務部から、8月の広報計画（案）及び年間広報計画（第1四半期）について説明を行った。

【概要】

< 8月の広報計画 >

・主な広報内容

○さんSUN高知：産業振興計画

○新聞広告：南海トラフ地震対策

○特別番組：リョーマの休日

○特別番組：リョーマの休日

○おはようこうち：リョーマの休日、健康長寿県構想、南海トラフ地震対策

○ラジオ番組：リョーマの休日、中山間対策、産業振興計画、健康長寿県構想、南海トラフ地震対策

○県民ニュース：産業振興計画、南海トラフ地震対策、健康長寿県構想

< 年間広報計画 >

・今年度当初に行った各部局の運営方針を踏まえたものを取りまとめ、政策調整会議（6/6）に報告。

・今後は随時、時点修正など内容の見直しを行うとともに、各部局で進捗管理をお願いする。

2 各部局等の今週の動きについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の今週の動きに関する資料を配布の上、概要説明を行った。

3 その他

○平成 24 年人口動態統計月報年計（概数）高知県の概数について【健康政策部・地域福祉部】
（健康政策部）

・全体の高知県の概数（平成 23 年と比較）

出生数 5,244 人→5,266 人（22 人増）

死亡数 9,884 人→10,142 人（258 人増）

自然増数 4,640 人減→4,876 人減（236 人増）

婚姻数 3,099 組→3,257 組（158 組増）

離婚数 1,406 組→1,403 組（3 組減）

・乳児死亡数及び乳児死亡率は減少（平成 23 年と比較）。

乳児死亡数 18 人→13 人

乳児死亡率 3.4 人（全国 4 位）→2.5 人（全国 11 位）

近年の本県における新生児死亡の多くが、救命困難な早産未熟児と先天異常によるもの。切迫早産防止のための取り組み、母体管理の徹底を進める。

- ・周産期死亡数及び周産期死亡率は減少（平成 23 年と比較）。

周産期死亡数 30 人→24 人

周産期死亡率 5.7（全国 1 位）→4.5（全国 10 位）

妊娠満 22 周以後の死産症例は、原因や要因を特定することが困難な場合が多い。

引き続き、周産期医療協議会での要因の分析と改善の方策を検討する。

- ・がんによる死亡数・率は減少、心疾患・肺炎は増加（平成 23 年と比較）。

死因別死亡数（悪性新生物）2,683 人→2,581 人（全体の 25.4%、対前年 102 人減）

死因別死亡率（悪性新生物）355.4→344.6（対前年 10.8 減、全国 3 位→7 位）

死因別死亡数（心疾患）1,696 人→1,865 人（全体の 18.4%、対前年 169 人増）

死因別死亡率（心疾患）224.6→249.0（対前年 24.4 増、全国 2 位→1 位）

死因別死亡数（肺炎）1,083 人→1,179 人（全体の 11.6%、対前年 96 人増）

死因別死亡率（肺炎）143.4→157.4（対前年 14.0 増、全国 4 位→1 位）

悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患は高齢になるほど死亡率が高いため、高齢化が進んでいる本県ではその死亡率は高く推移している。

血压対策、生活習慣病対策等を引き続き行っていく。

（地域福祉部）

- ・合計特殊出生率は前年度より増加（平成 23 年と比較）。

合計特殊出生率 1.39（全国 33 位）→1.43（全国 27 位）

引き続き本県独自の取り組みである未婚化・晩婚化対策に官民協働で取り組む。

- ・自殺者数、自殺率は減少（平成 23 年と比較）。

自殺者数 197 人→194 人（3 人減）

自殺率（人口 10 万対）26.0（全国 8 位）→25.9（全国 3 位、0.1 ポイント減）

東北地方を中心に自殺者数が大幅に減少したことが影響。

自殺の動機・原因、職業や地域性などの詳細な分析を基に、効果的な自殺対策の検討を進め、自殺に追い込まれる人の減少に向けた取り組みを行う。

○県の印刷物発注にかかる談合疑惑について【会計管理局】

（経過）

- ・ 4 月 24 日：市民オンブズマンから住民監査請求

（さん SUN 高知の入札について、特定の 2 社がほぼ交互に落札）

- ・ 5 月 8 日：監査委員が請求を却下

（特定の業者が落札していることなどをもって、談合が行われたとする事実を具体的かつ客観的に示しているとは認められない）

- ・ 5 月 27 日：市民オンブズマンが高知地裁に提訴（住民監査請求と同趣旨）

（県の対応）

- ・ 住民監査請求のあった特定の 2 社及び過去 5 年間に指名競争入札に参加をした業者に聞き取り調査を行うとともに、他の印刷物についても過去の入札状況の調査を開始。

（印刷業者からの聞き取り結果）

- ・ 特定の 2 社は談合の事実を否定。

- ・ その他の業者 15 社のうち 14 社も談合の事実を否定。1 社からは談合の疑いがある旨の証言があった。

(今後の県の対応)

- ・「談合の疑いがある」と言う業者がいることから、県警及び公正取引委員会と情報交換をしながら、厳正に対応をしていく。
- ・住民訴訟に対しては、調査結果を踏まえながら対応。
- ・印刷業務の入札について、落札業者から誓約書及び見積根拠資料を提出させる。
- ・今後、談合の事実が確認された場合は、指名停止等の厳正な処分を行う。
- ・印刷業務以外の入札についても、談合の疑いがあるものがないか、調査チームなどにより調査を進める。